

# しゃんしゃん傘貸出要項

(趣意)

- 1 この要項は、しゃんしゃん傘踊りを各種行事を通じて一層の普及、発展をさせるための、貸出用傘としての取扱方法を定めるものとする。

(許可)

- 2 貸し出し用のしゃんしゃん傘は、しゃんしゃん祭振興会が保管し、事務局長の許可を得て貸出すものとする。

(貸出本数及び期間)

- 3 1団体への貸出は、原則50本までとし、貸出期間は、最長4週間とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

(貸出停止期間)

- 4 7月1日から8月31日までは、傘の貸出は行わない。  
(本来のしゃんしゃん祭に支障をきたす為)

(貸出料)

- 5 貸出料は、傘1本・1週間につき200円とする。  
送料及び梱包料は、借主が負担する。使用后検品し、著しい破損がある場合は、別途修繕費の負担または、購入をして頂く。

(貸出料の徴収目的)

- 6 貸出用傘の新規補充及び修理代等に充てるものとする。